

※処理事項	発信年月日		整理番号		事務所	区分	管理番号		申告区分						
	通信日付印		確認												
令和 年 月 日										法人番号		申告年月日			
殿													年	月	日
所在地 (本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)	(電話)						事業種目								
(ふりがな)							前期末現在の資本金の額 (		兆	十億	百万	千	円		
							又は出資金の額								
法人名							前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額								
(ふりがな)			(ふりがな)			前期末現在の 資本金等の額									
代表者氏名			経理責任者氏名												

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の市町村民税の予定申告書

※

--	--	--	--

摘 要		税 額			
		十億	百万	千	円
前事業年度の法人税割額 (⑬の金額)		①			0 0
予定申告税額 $\left(① \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right)$		②			0 0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		③			0 0
この申告により納付すべき法人税割額 ②－③		④			0 0
均等 割 額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤			月
	円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥			0 0
この申告により納付すべき市町村民税額 ④＋⑥		⑦			0 0

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
		人
合 計		⑧

[illegible]

関与税理士署名	(電話)
---------	------

1

整 理 番 号	事務所	区分	管 理 番 号	申告区分
		A		

23

法 人 番 号			申 告 年 月 日		
			年	月	日

42

24

11

B

事業年度又は
連結事業年度

43

48

49

54

55

予備

68

前期末現在の資本金の額
又 は 出 資 金 の 額

40

前期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

41

前 期 末 現 在 の
資 本 金 等 の 額

42

43

11

B

01					0 0
02					0 0
03					0 0
04					0 0
05					
06					0 0
07					0 0

08	
----	--

11

B

区コード	月数	従業者数	均等割額
50			51 0 0
52			53 0 0
54			55 0 0
56			57 0 0
58			59 0 0
60			61 0 0
62			63 0 0
64			65 0 0
66			67 0 0
68			69 0 0

第20号の3様式記載要領

- 1 この申告書は、前事業年度の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 5 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の2ロ又はハ(政令第45条の4において準用する政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。
- 8 「 予定申告税額 $\left(\textcircled{1} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right) \textcircled{2}$ 」の欄は、当該事業年度開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。
- 9 「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。)の事業年度の期間を記載すること。
- 10 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。